日本中央競馬會會報

第 73 巻　第 6 号　　令和８年８月25日発行

目　　次

☆競馬会記事 ……（１）

競馬会記事

令和８年日本中央競馬会理事長達第27号

令和８年度における競馬法第８条第１項の日本中央競馬会が定める率を定める通達の特例を定める通達

（目的）

第１条　この通達は、競馬法第８条第１項の日本中央競馬会が定める率を定める通達（平成26年理事長達第８号。以下「通達」という。）により定めている率（以下「払戻率」という。）を特定の競走において引き上げるため、令和８年度における通達の特例を定めることを目的とする。

（特定の競走）

第２条　前条の競走は、次に掲げる競走とする。

⑴　2026年第４回中山競馬第７日に実施する競走

⑵　2026年第４回阪神競馬第７日に実施する競走

⑶　2026年第４回東京競馬第３日に実施する競走

⑷　2026年第４回京都競馬第３日に実施する競走

（払戻率）

第３条　通達第２条第３号から第９号までの規定にかかわらず、前条に規定する競走に係る馬番号二連勝単式勝馬投票法、馬番号三連勝単式勝馬投票法、枠番号二連勝複式勝馬投票法、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法、馬番号三連勝複式勝馬投票法及び五重勝単勝式勝馬投票法の払戻率は、100分の80とする。

附　則

（施行期日）

１　この通達は、令和８年７月24日から施行する。

（通達の廃止）

２　令和７年度における競馬法第８条第１項の日本中央競馬会が定める率を定める通達の特例を定める通達（令和７年理事長達第６号）は、廃止する。

日本中央競馬会会報（第73巻第６号）　　令和８年８月25日発行
編集兼発行人　吉田正義　発行所　日本中央競馬会（東京都港区西新橋1の1の1）